

見積書 投函口	⑦
------------	---

## 物 品 買 受 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者  
大阪市生野区長

住所又は事務所  
所在地

商号又は名称

氏名又は代表者  
氏名

印

下記について関係法令・貴市関係規定を守り別紙仕様書に記載の通知事項を確認のうえ次の金額で見積ります。

金額 (税抜)		百万		千		円

件名	大阪市生野区役所公用車売払
履行期間	契約日から令和8年3月27日まで
回収場所	生野区役所

※ 契約に当たっては、見積書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1厘未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって契約価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

## 通知事項

1 見積りに付すべき事項	大阪市生野区役所公用車売払
2 見積書提出場所	大阪市生野区勝山南 3-1-19 大阪市生野区役所 4階 企画総務課
3 見積書提出期限	令和8年3月6日(金)午後3時00分
4 見積書の無効	次の場合に該当する見積りは、無効とする。 ○大阪市契約規則第28条第1項各号の一に該当する見積 ○本市が指定した物品買受見積書を用いないでした見積 ○同一見積について、他の見積者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として見積をしたときはその全部の見積 なお、無効の見積をした者は、再度の見積に参加することができない。
5 契約書作成の要否	要
6 その他	○契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること。 ○見積者は、提出済みの申込書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ○契約相手方に決定後契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 ○契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。